松江南高校魅力化コンソーシアム設置規約

(名 称)

第1条 本コンソーシアムの名称を「松江南高校魅力化コンソーシアム」とする。 (以下「コンソーシ アム」という。)

(目 的)

第2条 コンソーシアムは、松江南高等学校の教育目標である「グローバル社会を生き抜き、その持続 可能な発展に貢献する志の高い人材の育成」を目指して、地域内外の関係者が協働することに より、松江南高等学校の教育をよりよくしていくことを目的とする。

(事 業)

- 第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 一 生徒や教職員にとって魅力的な学校づくりに関すること
 - 二 社会に開かれた教育課程に関すること
 - 三 産官学と協働した探究的な学習活動の実践に関すること
 - 四 松江南高等学校の情報発信に関すること
 - 五 コンソーシアムの持続的な運営に関すること

(組 織)

- 第4条 コンソーシアムは、意思決定の場と協働活動の場によって構成する。
 - 2 意思決定の場は、役員会とし、別表1の役員により構成する。
 - 3 協働活動の場は、ワーキンググループとし、各種事業等の実践に向け適宜協働・協議を行う。
 - 4 コンソーシアムには事務局を置く。

(役 員)

- 第5条 コンソーシアムの役員は、学校運営協議会の委員が兼務する。
 - 2 役員の任期は1年とし、年度内で委嘱する。再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前 任者の残任期間とする。

(会長・副会長の職務)

- 第6条 役員会に以下の役職を置く。
 - 一 会長(学校運営協議会会長が兼務する)1名
 - 二 副会長(学校運営協議会副会長が兼務する) 1名
 - 2 会長及び副会長は、役員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は会務を総理し、コンソーシアムを代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(役員会の運営)

- 第7条 役員会は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし緊急を要する場合においては、この限りでない。
 - 2 役員会は、年3回以上を目安として開催する。
 - 3 役員会は、委員の半数以上の出席を必要とする。

(承認事項等)

第8条 会長は、第3条に掲げる事業等について、学校やワーキンググループからの提案等を踏まえて 協議を行い、役員会において報告し承認を得るものとする。 (ワーキンググループ)

- 第9条 ワーキンググループはコンソーシアムの協働活動の場とする。
 - 2 ワーキンググループの事業は役員会において報告し承認を得るものとする。

(事務局)

第10条 事務局を松江南高等学校に置き、事務を処理する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

- この規約は令和2年6月1日から施行する。
- この規約は令和4年5月1日から施行する。
- この規約は令和6年5月8日から施行する。

別表1 (第4条関係)

松江市
島根大学
島根県立大学
松江市内中学校
松江商工会議所
地元企業
PTA関係者
矢の原会関係者
松江南高等学校